

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年5月10日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について

議案第2号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 報告事項

報告第1号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第2号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第3号 白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について

報告第4号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

報告第5号 白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について

報告第6号 白井市社会教育委員の委嘱について

報告第7号 白井市青少年問題協議会委員の委嘱について

報告第8号 平成28年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第9号 白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について

報告第10号 白井市民プール指定管理者業務計画書について

報告第11号 桜台公民館の利用料金の変更の承認について

報告第12号 白井市青少年女性センターの開館時間の変更の承認について

報告第13号 白井市青少年女性センターの利用料金の変更の承認について

報告第14号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長

染谷 敏夫

教育部参事

小泉 淳一

教育部参事

小松 正信

生涯学習課長

鈴木 栄一郎

書 記

武藤 善勇

書 記

品川 太郎

午後 2 時 0 5 分 開 会

○委員長開会宣言

- 石亀委員長 これから、平成 2 8 年第 5 回白井市教育委員会定例会を開会します。
本日の出席委員は 5 名です。
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。
-

○会議録署名人の指名

- 石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。小林委員、川嶋委員にお願いします。
-

○前回会議録の承認

- 石亀委員長 それでは、3 月及び 4 月の会議録の承認を行います。
訂正等がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

- 石亀委員長 それでは、委員報告を行います。各委員からお願いします。
- 小林委員 4 月 2 6 日、印教連の定期総会が成田市役所でありまして、昨年度の業務報告及び今年の業務計画、決算それから予算に関すること、さらに役員改選等がありまして滞りなく終了し、白井市教育委員は全員で参加しました。
以上です。
- 石亀委員長 ありがとうございます。
ほかにありますか。
- 高城委員 まず、4 月 7 日に市内、中学校 5 校の入学式がありました。
私は、大山口中学校に行ってみりました。今年の入学生徒は 2 2 3 名。A 組から G 組まで 7 クラスです。昨年より 1 クラス増えた、中学校全体のクラスです。7 クラスもある割には、生徒さんも落ち着いて立派な入学式でした。
特に 1 年 D 組、印象に残ったのは中島愛里沙先生です。英語の先生ですけど、2 年目で、その 1 年 D 組の先生が入場した際に、在校生から大きな歓声が、どういう意味かわかりませんが、とても人気のある先生なのか、生徒さんから歓声が凄かったです。それが、ちょっと印象的です。
そして次の日、4 月 8 日に市内 9 校、小学校の入学式がありました。
私は、第一小学校に行ってみりました。第一小学校は入学児童 3 1 名で、本当にとっても初々しく可愛らしいとても立派な入学式でした。そして、校長先生は池田先生で、大変大らかな、とても優しく児童に接していて立派な入学式だったと思います。
以上です。
- 石亀委員長 ありがとうございます。
小学校、中学校の入学式に関しては、皆さんで出席していますので、代表として高城さんから報告をいただくということで、ありがとうございました。

では、ほかにありますか。

○川嶋委員 4月18日の月曜日に、放課後子ども教室が始まりました。

その初日、残念ながら当日は小雨が降っておりましたが、30名か40名位、親子の参加がありました。

また、広報しろいとホームページの宣伝だけですけど、この号に載るとわかっている私でもちょっと見つけづらいとか、ホームページとか、どこに載っているのか調べましたが、この程度の宣伝でどれほど集まるだろうと心配していましたが、小雨が降っているにもかかわらず、随分と集まったなという感じで驚きでした。

市長の挨拶と事務局から開催に当たっての話があって、市長と教育長がサッカーボールをキックオフして放課後子ども教室がスタートしましたが、私はそれがとても、なかなか良い感じでした。

初回は、大山口小中の子供ばかりです。翌週になると、4月25日ですけれども、七次台小の子供も数名遊びに来てくれました。

今まで、4月18日、4月25日、5月9日と担当で参加していますけれども、今のところ大山口小中、七次台小学校のみ、参加です。

本当に安心、安全な環境で思い切り走ったり、思い切り野球、サッカー、ボール遊びをするのに、本当にこれ以上ない良い環境です。本当にそういう認知度が高まれば、必ず多数の子供達が参加すると思われまます。

また、子供中心の事業ですけれども、付き添いの保護者の井戸端会議ですか、そういう場にもなり得るのかなと思いますので、ぜひ親子のコミュニケーションの場としても、事務局でもう少し事業のPRをお願いしたいところです。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

すみませんが、放課後子ども教室、これは特に何か特別な名前がついていますか。

○川嶋委員 中木戸公園競技場広場放課後子ども教室です。

○石亀委員長 わかりました。

○教育長報告

○石亀委員長 皆さんから、報告をいただきましたので、次に教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、4月定例会以降の報告をいたします。

今、高城委員から報告のあったとおり、入学式7日、8日で市内全校の入学式が行われております。

9日、土曜日、シニアライオンズのチャリティーダンスパーティーということで、毎年シニアライオンズさんで、チャリティーのダンスパーティーです。市又は教育委員会、社会福祉協議会の方に、チャリティーの寄付をいただいております。大変、多くの方々の参加がありました。

10日、日曜日、チャレンジスポーツということで、総合型スポーツクラブのうちの一つになります。障害のある子供達のスポーツクラブで、最後に子供達から指導者に対してのお礼の挨拶があり、指導者の方も大変喜ばれていたのではないかなと思います。

翌11日、月曜日、スポーツ推進員の総会、委嘱状交付を含めまして、スポーツ推進員の総会に参加しております。スポーツ推進員の皆さん、やはり市民の皆さんに、いつでもどこでもスポーツがで

きる環境整備のためにということで、お力添えをいただいているところです。

それから翌12日、県内の教育長会議が千葉県教育会館でありました。これについては、県からの方針、また予算についての詳細の冊子がありますので、皆さんに配付をしますので、それをご覧いただきたいと思います。

翌13日、ONスポーツクラブの総会です。会員数が大変増えております。特に子供達の参加ということで、子供達の会員が増えていきます。要は、部活以外に総合型スポーツクラブで、競い合うのは嫌いだけれどもスポーツを楽しみたいということで、ONスポーツクラブ、子供達の会員が大変増えているということで、この後、報告させていただきましても、ほかのスポーツクラブの総会の中でも、学校と連携して子供達をもっと参加しやすいスポーツクラブと一緒に考えていきたいと思いますということで、提案をさせていただいております。

15日、印教連の常任委員会、教育長会議に出席をいたしました。

17日、日曜日、芸能振興会の芸能発表が文化会館大ホールでありました。やはり、芸能振興会会長の挨拶にありましたけれども、日本古来の伝統文化の後継者を探していきたいということで、組織の増強、会員の増加も含めてですけれども、やはり後継者の育成に力を入れていきたいということで話を聞きました。

翌18日、月曜日、川嶋委員から、中木戸の放課後子ども教室がオープンしました。確かに宣伝は足りなかったけれども、人集めを行わずにどの位の人達が来てくれるのかということで、特にどこかに声をかけたりしませんでした。今後、口コミの期待を含めて、もう少しPRを上手にして、中木戸放課後子ども教室に多くの子供が参加できるような環境整備に努めていきたいというように思っております。

20日、白井市教育研究会定期総会ということで、市内の教員がほとんど全員集まりまして、定期総会を開催しております。

何点か挨拶の中で話をさせてもらったけれども、やはり最終的には教員の判断、校長、教頭の判断の中にも案件があって、迷ったら子供の利益をということで、子供の利益を最優先に、学校教育の活動に日頃から先生方の力を発揮してもらいたいという話をさせてもらいました。

翌21日、放課後子どもプラン実行委員会会議です。これは、第二小学校の放課後子どもプランについての会議に出席をいたしました。

22日、市社会福祉協議会の評議員になっておりますので、評議員会に出席をしております。午前中に、高齢者クラブ連合会の総会、これにも参加をしております。

翌23日、土曜日、総合型スポーツクラブの総会が2つありました。桜台のスポーツクラブとSSV。これは白井コミュニティセンターで、しろいスポーツヴィレッジということで、白井中学校区のスポーツクラブの総会に出席をいたしました。ここでもやはり、先ほど話しましたように、学校と連携して子供達の参加、それとスポーツをするというより体を動かせるような種目の増強をお願いしたところです。

23日、同じく午後から青少年相談員の委嘱状交付式に出席をいたしました。

26日、火曜日、これは皆さんと一緒に印教連の定期総会に出席をしております。

5月4日、富士中予定地です。今はまだ富士中の予定地ですけれども、鯉のぼり祭り、富士地区の実行委員会で作った、鯉のぼり祭りに参加をいたしました。2千数百人の参加ということで、大変

多くの人々が参加をされていて、富士のグラウンド自体の活用の一つとしては、すごく有効に活用されているということで、やはり広場としての価値を再確認できたところであります。

7日、土曜日、午前中に文化団体協議会の定期総会です。第3回目ですけれども、文化団体協議会ができて3回目ということで、今まで色々な範囲の会員さんがいる中で、なかなか方向性を示すことが大変だったけれども、3回目を迎えて、今後は文化団体協議会、一層組織力を上げて、市内の文化の振興に力を入れていってもらえんと思っております。

同日、土曜日、午後、PTA連絡協議会の総会がありました。これに出席をいたしました。

以上で報告を終わります。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、これまでの委員報告、教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、続きまして非公開案件についてお諮りいたします。

議案第2号「準要保護児童・生徒の認定について」、報告第14号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報ですので非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開とします。

○議案第1号 平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 これから議事に入ります。まず、公開案件から先に行います。

議案第1号「平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 それでは、議案第1号についてご説明をいたしますが、その前に資料の訂正をお願いしたいと思います。1ページ、裏面をご覧くださいと思います。

ここに一覧表になっていますが、表題「平成27年度6月補正予算一覧」と記載している年度は、「28年度」の間違いでございますので、27を28に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第1号、最初に戻っていただきまして説明をさせていただきます。

議案第1号「平成28年度教育費補正予算に係る意見聴取について」、ご説明をいたします。

本案は、平成28年第2回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

裏面をご覧ください。今回、教育部各課から総務部財政課に補正予算を要求した一覧となっております。上から、歳出、歳入、債務負担行為となっております、それぞれ左から項目として、担当課等名、予算科目、事業名称、当初予算額、補正額、主な内容などを記載してございます。

一般会計の歳出につきましては、3つの事業で総額1,441万2,000円の増額。

歳入につきましては、2件で総額34万円の増額を補正額として、予算要求をしているところでございます。

次に、債務負担行為につきましては、63億7,679万6,000円に金利変動及び物価変動に

よる増減額、並びに消費税及び地方消費税を加算した額を限度額として、予算要求をしているところでございます。

これらの補正額につきましては、市長部局との調整により5月中旬以降に確定しますので、確定額につきましては、次回の6月定例会で報告をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、順次担当課からご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○**小泉教育部参事** それでは、2ページをご覧ください。教育センター室でございます。

歳出、教育センター費、9款1項4目、教育課題調査研究事業、補正額合計34万円でございます。

補正理由としましては、白井第三小学校、大山口小学校、大山口中学校が、千葉県教育委員会から研究指定を受けることに伴い、学校図書館活用の研究を進めるため、所要額を補正するものでございます。

また、南山小学校が千葉県教育委員会から研究指定を受けることに伴い、交通安全教育の研究を進めるため、所要額を補正するものでございます。

補正額の内訳としては、8節、報償費、補正額4万円と、11節、需用費、消耗品費、補正額30万円でございます。

報償費の積算根拠としては、学校図書活用スキルアップ研修会謝礼と学校図書公開研究会講師謝礼で、それぞれ2万円を計上しております。

消耗品費の積算根拠としては、学校図書館活用研究用で消耗品16万円と、交通安全教育研究用で消耗品14万円を計上しております。

以上でございます。

○**石亀委員長** ありがとうございます。続けて、説明をお願いします。

○**染谷教育部長** それでは、資料3ページをご覧ください。

教育総務課分でございます。

歳出、学校管理費、9款3項1目、03事業の中学校施設整備に要する経費として、補正額211万7,000円でございます。

補正内容につきましては、15節の工事請負費で、七次台中学校校庭の防球ネット設置工事でございます。

補正の理由につきましては、七次台中学校校庭から隣接している緑道や近隣の住宅内に野球のボールが飛び込むことがあり、この対策を講じるため、野球グラウンドのレフト側に高さ10メートルの防球ネットを、現行50メートルですが、20メートル延長する工事を行うものでございます。

なお、補正額の積算につきましては、業者からの見積金額に基づきまして、市職員が工事費を設計後、計上したものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

歳出、学校建設費、9款3項3目、02事業の中学校施設改修等に要する経費として、補正額1,195万5,000円でございます。

補正内容につきましては、13節の委託料で大山口中学校校舎の増築設計委託料でございます。

補正の理由につきましては、生徒の増加によりまして、平成30年度から大山口中学校の教室が不足するため、校舎の増築工事に係る設計業務を委託するものでございます。

校舎の増築の概要につきましては、現行の図書室を改修しまして、2つの普通教室に転用し、図書

室を別棟として増築し、整備するものでございます。

今後の予定につきましては、今年度に校舎増築工事に係る設計業務を行い、平成29年度に校舎増築工事を実施するものでございます。平成30年度からの供用開始を予定しております。

なお、補正額の積算につきましては、業者からの見積金額に基づきまして、市職員が設計業務委託料を設計後、計上したものでございます。

教育総務課分については、以上でございます。

○小泉教育部参事 それでは、5ページをご覧ください。

歳入でございます。県支出金、15款3項5目、平成28年度千葉県学校図書館活用研究事業委託金、補正額合計20万円でございます。

補正理由としましては、学校図書館活用を図るための研究を、千葉県教育委員会から委託を受けることに伴いまして、補正するものでございます。

平成28年度千葉県安全教育研究事業委託金、補正額合計14万円でございます。

補正理由としましては、交通安全教育について、一層の推進を図るための研究を、千葉県教育委員会から委託を受けることに伴いまして、補正するものでございます。

教育センター室の補正予算につきましては、歳入額と歳出額は同額でございます。

今回の補正内容につきましては、千葉県教育委員会からの委託金を活用して、研究事業を行うものでございます。

以上でございます。

○染谷教育部長 続きまして、6ページをご覧ください。

債務負担行為の設定でございます。

債務負担行為の名称につきましては、学校給食共同調理場建替事業でございます。

債務負担行為の設定期間につきましては、平成28年度から平成46年度までの19年間でございます。

限度額につきましては、63億7,679万6,000円に金利変動及び物価変動による増減額、並びに消費税及び地方消費税を加算した額でございます。金利変動及び物価変動による増減額、並びに消費税及び地方消費税を加算した額という設定でございますが、これは、長期間の契約になることから、社会経済情勢の影響等を考慮しまして、現時点における事業費の見積額にこれらを加算し、設定する必要があることから行うものでございます。

金利変動につきましては、市が入札公示時に設定した金利と事業者が実際に資金を借り入れる際の金利に変動が生じた場合、その増減額を加算するものでございます。

物価変動につきましては、契約期間中に建設費や運営費に一定の物価変動による増減が発生した場合、その増減額を同じく加算するものでございます。

次に、事業費の内訳でございますが、施設整備費は25億5,936万7,000円で、学校給食共同調理場の事前調査、設計、建設、備品等の施設整備に係る経費でございます。

施設整備に当たりましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金を予定しており、補助対象経費の3分の1の補助を予定しております。

次に、地方債につきましては、交付金及び補助対象外経費を除いた経費に対し、75%を予定しております。

次に②の運営費等でございますが、38億1,742万9,000円で、平成31年4月から15年4カ月にわたる、給食提供に係る建物、設備の維持管理、給食調理、配送業務等の運営費等でございます。これらは、今回のところでは消費税を別にしておりますので、いずれも税抜きの金額で示しております。

設定理由につきましては、学校給食共同調理場の整備及び運営等をPFI方式で実施するに当たり、施設整備費及び事業期間中の運営・維持管理費等の債務を負担するため、債務負担行為を設定し、後年度の予算を確保していくものでございます。

支出予定額につきましては、平成30年度に施設整備費の財源として、歳入が見込まれます学校施設環境改善交付金と地方債相当額の合計額となります、20億4,223万6,000円を事業者に一括払いし、残額につきましては、平成31年度から平成46年度までの16年間の割賦により、各年度の運営維持管理費等とともに支払う予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、各項目について説明をいただきましたが、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 6ページの学校給食共同調理場建替事業ですが、限度額の中に消費税というところがありますけど、この消費税というものは、今の8%が基準になっている上での計算ですか。

○染谷教育部長 今回の債務負担行為の設定につきましては、消費税を除いた額としておりまして、消費税が来年10%に上がるという既定路線はありますが、現在のところ、その部分については不確定なところもございまして、見積りは10%と想定しておりますが、今回の債務負担については、物価変動、金利変動、それと消費税については別枠で設定をさせていただくということでございます。

○小林委員 それでは、今のところは、そのところは触れないということですね。

わかりました。

○石亀委員長 ほかにありましたら、お願いします。

○米山教育長 それでは2ページですが、多分、6月補正予算に計上したいということは、当初予算に間に合わなかったから、6月補正にしたいと思っておりますけれども、県の指定を受けたのがいつ位であったために当初予算に間に合わなかったのか、説明をしてください。

○小泉教育部参事 まず、県教育委員会の方から市教育委員会に打診がございまして、その中で地域の状況であるとか、職員の状況であるとか、さらに過去の研究履歴等を調べて、最終的に決定した時期は3月を過ぎた状況でございます。

研究指定について、学校長と合意が得られましたので、ここでお諮りしている次第でございます。

○米山教育長 次は防球ネットです。これも急に出てきた話ではないので、根拠はどこから出てきているのか。七次台中の防球ネットについて、補正予算で対応して行おうとする、その理由は何か説明をお願いします。

○染谷教育部長 防球ネットにつきましては、ライト側が現在70メートル。レフト側が50メートルという設定になっております。これにつきましては、当初、レフト側には住宅がその部分にはなかった。ですから、50メートルで間に合うだろうということで設定をされたと思っておりますが、その後、住宅が建ちまして、今年3月28日のタウンミーティングにおいて、地元の自治会長、それとボールが飛び込んで一部住宅の雨どいが破損したという方がおりまして、文書を要望としていただきました。

その結果、現地をよく見たところ、先ほど言いました20メートル、ライト側と差がありましたので、今回、対象となる住宅の部分が防球ネットで保護されるような形で20メートルを延長するというので、隣接するのが緑道、ここは不特定多数の方が通ります、通学路にもなっております。

また、それを挟んで住宅が既にもう2件建っているという状況から、至急安全対策を講じなくてはならないということで、6月補正予算をお願いするものでございます。

以上です。

すみませんが、訂正をお願いします。

タウンミーティングの開催日は2月28日です。

○米山教育長 4ページ、大山口中学校の増築設計委託料ですけれども、教育委員会では十分に今後の生徒数、それと学校の教室の見取り図を見て、教育委員会議で決定をしている内容ですので、再度、各委員さんは確認をお願いしたいというように思っています。

また、大山口中学校区の保護者、PTAを含めての話し合いの結果も皆さんには渡してありますので、それに基づいて補正をするものです。それは、確認をしておきたいと思います。

引き続き6ページ、学校給食共同調理場建替事業の債務負担行為ですけれども、PFI方式による債務負担行為で委託料、今、業者が調理委託を含めて行っています。

この債務負担行為の中に、例えば上下水道代、ガス代、電気代だとか、そういうものが、何と何が入っていて、現在の委託料の中では上下水道代は市の予算で持って、委託の部分と分けて行っています。

ただし、今回はPFIになるので、今の予算の中身とPFI方式による調理委託の内容、また今は委託の中で大きな修繕については市の方で行うと、また軽微な修繕については委託業者で行ってもらっております。その辺を含めて、PFI方式で行った場合、現在の委託費の内容とPFI方式の15年4カ月間の中に電気代、水道代が全部入っているのかどうか、ちょっとわからないので。その辺の詳細を含めた資料を、後日で構わないので教育委員に配付をしてください。

以上です。

○石亀委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○染谷教育部長 ただ今の件、少し説明しますか。

○米山教育長 後日、資料をください。

○染谷教育部長 わかりました。

○米山教育長 今の予算で持っている委託料とPFIの中での事業運営費、調理業務という内容を、こちらで理解していないと、PFI方式で行う場合には、この額の算出根拠、例えば光熱水費は相当高いので影響が出てくると思いますので、詳細のデータを後で教育委員に配ってください。

○染谷教育部長 わかりました。

後日、配付をさせていただきます。

○石亀委員長 よろしくをお願いします。

では、ほかに皆さん、いかがでしょうか。

では、大体各項目について詳細説明をいただいたということで、皆様から質問がないようでしたらお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号について、お諮りします。
教育委員会としては、異議がないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号は異議なしということにします。

○報告第1号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

○石亀委員長 それでは、続いて報告事項となります。

報告第1号「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第1号「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条の規定により、白井市教育支援委員会委員を別紙のとおり委嘱したので、報告するものでございます。

提案理由につきましては、本案は、白井市教育支援委員会委員に人事異動及び委員の増により、新たに委嘱したので報告するものでございます。

委員については、裏面の8名でございます。

新規の委嘱者について、報告をいたします。

まず、校長会推薦で2番の大山口小学校、高橋校長先生です。

また、教諭はこれまで、小学校の個別支援学級担任のみでしたが、支援の多様性に応じて、7番の七次台中学校、坂野先生、個別支援学級担任です。それと、8番の白井第三小学校、小原先生、言語通級指導教室の2名を加えたものでございます。

前回の委員で、こども発達センター職員が学校教育課に移動し、委員を外れて事務局として参加をいたしますので、実質の委員の増員は1名となります。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

では、ただ今の報告について、質問がありましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、特に質問はないようですので、報告第1号について終わります。

○報告第2号 白井市学校評議員の委嘱について

○石亀委員長 では次に、報告第2号「白井市学校評議員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第2号「白井市学校評議員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は、校長の推薦により、学校教育の充実及び特色ある学校づくりの推進のため、委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。平成28年度の学校評議員委嘱者一覧でございます。全員で44名でございます。

学校内外の児童の様子をよく知る方、教育課題や特に学校が力を入れたい内容について、意見を聞ける方を中心に推薦が上がっております。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

○川嶋委員 学校によって人数が違うのは、何か理由がありますか。3名、4名ですかね。

○小泉教育部参事 規約上は5名以下ということになっておりまして、聞きたい方が多くいけば、最大5名までは選べる状況にはなっていますが、現在のところ、学校の人数でそれぞれの人数が異なっているという状況でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○小林委員 第三小学校は、全員が初ということですがけれども、たまたま全員が切り替えの時期だったのか、それとも再任とか、そういう希望者がいなかったのか、その辺はどうでしょうか。

○小泉教育部参事 再任は2回までということで、最大3年を一応上限ということになっております。場合によって、さらに聞きたいという場合には、それを延長できるという規定になっている訳でございますが、本来であれば、色々な方から色々な意見を聞けることが一番ではないのかと思っております。

昨年度も、そのような反省は上がっておりましたので、校長会の中でも話題になっていたところがございますので、その辺のところも踏まえながら、聞きたい内容が新たになったということもあろうかと、予想しているところでございます。

○小林委員 逆に、例えば桜台小学校みたいに5回再任されている方が2人いますよね。そういうところは、なかなか新しく入ってくれる方がいないというような状況でしょうか。

○小泉教育部参事 二面あると思います。大変、地域の中や子供の方に精通している方がいらっしゃって、その方に継続的に聞くということが、大変学校に有効だという場合には、このように長期になる場合もあろうかと思えますし、それに代わるような方が実際にいないという場合にも、長期になる要因ではないかなと考えています。

○石亀委員長 ありがとうございます。

1期は2年で3回まで、違いましたか。1期は2年、1年ですか。

○小泉教育部参事 任期は1年で、再任は2回までとなっておりますので、実質は3年という状況です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかに質問はありますか。

それでは、ほかに質問がないようでしたらよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 報告第2号については、以上で終わります。

○報告第3号 白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第3号「白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第3号「白井市教育センター室運営委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、委員の任期が平成28年3月31日で満了となったため、新たに委嘱したので、報告するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市教育センター室運営委員会委員の名簿でございます。

全ての方が新規です。教育相談や外国語活動、教育センター室業務に関わる内容に精通された方や校長会、教頭会から推薦があった方を委嘱しております。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

全ての方が、新規ということも珍しいですね。今までの感じからすると、たまたま全員が新規ですか。

○小泉教育部参事 はい、そうです。

継続でお願いする方も、今まではいらっしゃったと思いますが、今回はたまたま人事異動や委員の都合により、全員が新規という状況でございました。

○米山教育長 学識経験者のところは、大変迷いました。教育センター室事業の中から、どのような人になってもらったら、ふさわしいのかということで、今、教育センター室の相談事業で、やはり不登校といじめというものが大きな相談の位置を占めていることから、千葉県のスクールカウンセラーに入ってもらったということで、相談事業をなお一層活発化させるため、千葉県スクールカウンセラーに入ってもらったために変わりました。

それと、国際交流協会の関係者の方については、センター室が行っている海外派遣、また外国語活動、それと小学校における英語の強化を含めて、国際交流、民間の方々をお願いをしたいと。

また、海外から日本語が全然話せない子が市内に転校してきた場合、やはりこれからは、学校の先生だけでは対応できない場合、国際交流協会さんにその国の言葉を話せる方の紹介等をお願いしたいということもありますので、国際交流協会さんは委員に入っていて、反対に市教育委員会としても相談を行っていききたいと。

あとは、校長会等からの推薦を受けて、たまたま新規になってしまったというような状況です。

以上です。

○石亀委員長 ほかに、皆さんからありますか。

それでは、特にないようでしたら、報告第3号については以上で終わりにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 報告第3号については、以上で終わります。

○報告第4号 白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第4号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第4号「白井市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は、白井市学校給食共同調理場運営委員会の委員に欠員が生じたため、新たに委員を委嘱したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。各委員の選出につきましては、各区分に係る選出団体からの推薦により選任しております。

教育機関の職員の人事異動に伴い、新たに池の上小学校の田代校長先生、白井中学校の井上校長先生、白井第二小学校の堀江教頭先生に委員を委嘱するものです。

委員の任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年7月31日まで、前任者の残任期間となります。

なお、名簿中の4号委員、3名ですが、市PTA連絡協議会の平成28年度第1回会長会が明後日、5月12日に予定されておりました、そこで新たな推薦者を待って、改めて6月の定例教育委員会議でご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

ただ今、説明がありました4号委員、PTA会長さんに関しては、新たにお名前が代わるということですか。

○小泉教育部参事 はい、可能性はあります。

○石亀委員長 その時は報告がありますか。

○小泉教育部参事 はい、報告します。

○石亀委員長 わかりました。

それでは、ほかに質問がないようでしたらよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 報告第4号については、以上で終わります。

では、これから少し休憩をいただきたいと思いますが、午後3時10分から再開します。

午後3時03分 休 憩

午後3時10分 再 開

○石亀委員長 それでは、会議を再開します。

○報告第5号 白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第5号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第5号「白井市学校体育施設開放運営委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由でございますけれども、本案は、平成28年度教職員人事異動により、委員に変更が生じたので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。委員名簿になっております。

各学校から選任して、委員になっていただいている皆さんは教頭先生でございます。

今回、人事異動により変更になられた方については、ちょっと見づらいですが、太字になっております。3番の堀教頭先生、4番の山本教頭先生、9番の榊原教頭先生、10番の藤本教頭先生、12番の稲石教頭先生、14番の伊藤教頭先生、こちらの方々が人事異動により変更になりましたの

で、ご報告をさせていただくものでございます。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 報告第5号については、以上で終わります。

○報告第6号 白井市社会教育委員の委嘱について

○石亀委員長 それでは、報告第6号「白井市社会教育委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第6号「白井市社会教育委員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、現社会教育委員を任命している委員が人事異動で変更となったため、新たに委嘱したものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。社会教育委員名簿でございます。

今回、新たに委嘱する方につきましては、1番の太字の枠組みになりますけれども、学校教育関係で、白井第二小学校の吉田校長先生を新たに委嘱したものでございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 増田さんは、今回PTA会長から降りましたので、社会教育委員又はそのままPTA連絡協議会の方で続けてもらうというのか、新しくPTA連絡協議会の中で推薦があるのか、その辺は協議の結果、別途報告をしてください。

○鈴木生涯学習課長 はい、わかりました。

○米山教育長 ただし、社会教育委員です。例えば、PTA連絡協議会の方でそのまま続けてもらいたいということであれば、増田さんに続けてもらうことも一つだし、増田さん自身が高校のPTA会長をやられているので。

○石亀委員長 そうですね。

○米山教育長 こちらと両方では無理ということであれば。

それは相談して、6月で代わるのか、代わらないのか、また報告をさせていただきます。

○鈴木生涯学習課長 先ほど、小泉参事からも説明がありましたけれども、PTAの会長会がありまして、PTAの会長会では、PTAから色々な団体等の委嘱、ほかの委員になっているところについては、また改めて検討されると思います。

そこで、新たにということの変更がありましたら、報告をさせていただきたいと思います。

○石亀委員長 ありがとうございます。

では、ほかに質問等がありますか。

○高城委員 この社会教育委員、任期は何年とかありますか。大変、長期にされている方が2名、15年からずっと委員ということですがけれども、そういう方はもう何年も委員ということでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 一応、任期ということでは、ちょっと長期の委員はいらっしゃいますけれども、

市の方では、一応10年程度を目途にしておりますけれども、今回、昨年の委嘱の際に、再度お願いをしておりましたので。

今後は、その辺を踏まえた形で検討させていただくようになると思います。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、ほかにないようでしたら、報告第6号については以上で終わります。

○報告第7号 白井市青少年問題協議会委員の委嘱について

○石亀委員長 報告第7号「白井市青少年問題協議会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第7号「白井市青少年問題協議会委員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、現青少年問題協議会委員を任命している委員が人事異動で変更となったため、新たに委嘱したものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。名簿でございます。

今回、新たに委嘱した方につきましては、6番の小学校校長会代表、新倉校長先生、第三小学校の校長先生でございます。

それから、先ほどもありましたけれども、4番のPTA連絡協議会代表ということで、岡田さんが委員になっておりますけれども、同様にPTA会長会の方で新たにということになるかと思っておりますので、その際には次回の教育委員会議で、変更があれば報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

質問等がありましたら、お願いします。

○米山教育長 記憶が定かではないけれども、吉備津さん、今回は青少年相談委員で感謝状は出さなかったか。出しているとすれば、青少年相談委員ではないです。PTA連絡協議会と同じ扱いで、また青少年相談委員の方に話を持って行って、続けてもらえるというのかどうかは、青少年相談委員の方と相談をしたいと思っております。

○石亀委員長 了解です。ありがとうございます。

では、ほかに質問等はありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 なければ、報告第7号については、以上で終わります。

○報告第8号 平成28年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

○石亀委員長 報告第8号「平成28年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」、説明をお願いします。

○小泉教育部参事 報告第8号「平成28年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」、ご説明します。

本案は、地域人材活用事業を実施するに当たり、別紙のとおり予算を配当したので、報告するものでございます。

裏面をご覧ください。平成28年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当額の一覧でございます。

各学校の要望に応じて、各校の報償費、消耗品費のバランスには差異がございますけれども、合わせて9万円前後を1校当たりの配当額として、予算を計上しております。

以上でございます。

○米山教育長 これは、多分初めて聞く名称だと思います。地域人材活用事業という名称です。この旧事業の名称は、何と言いましたか。

○小泉教育部参事 はい、特色ある学校づくり予算です。

○石亀委員長 これは今年度から変えましたね。

○小泉教育部参事 はい、学校評議員あるいは部活動指導委員等、地域人材を活用するものを合わせて、この予算ということでまとめております。

○石亀委員長 昨年までは、比較的予算にばらつきが各学校であったように思いますが、今年度は、結構平均的にうまく配当していますが、大体同じような予算になるようにという指導をされましたか。

○小泉教育部参事 今年度も多少ばらつきがありまして、例えば、第二小学校の額が多いとかということもあろうかと思いますが、学校から上がってくる中で、例えば報償費を多額に要望してくるところもございます。

ただし、報償費と消耗品費というものは、お互いに流用ができないものですから、報償費は報償費の枠で金額がございまして、この金額の中で高く出してきたところも、この位の中でお願いしますと。

そのかわり、消耗品費を増やしますという形で、できるだけ各学校で差異がないような形でやったつもりではございます。

第二小学校のように子供の数が少なくて、PTA会費等がそれほど集まらない学校については、やはり手厚くする必要があるので、高くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

皆さんから、質問等はないでしょうか。

○川嶋委員 特色のある学校づくり、とてもいいことだと思いますけれども、実際、自分が子供を通わせていて、なかなか自分の学校の特色というのはつかめないところがあります。

このような、お仕事をさせていただいているから、色々な学校を見せていただいて、地域の特色とか学校の特色とかというものは何となくわかってはいますけれども、一つの学校に子供を通わせていて、余り感じている親はすごく少ないと思います。

せっかく、これだけの予算を充てていただいていますから、もう少し、何ていうのかな、保護者にも伝わるような宣伝というのか、PRというのか、私の学校はここに力を入れていますという、何か先ほどからPR、PRと言っていますけれども、そういうものが欲しいと思います。

今、自分の子供の通っている学校を見た時に、ああ、そうだと。今年度のことなので、これから始まることなので、感じられなくても仕方がないかもしれないけど。

先日の学校経営方針の説明でも、校長先生は、このようなことはちょっと仰られていなかった。

いつの段階でこれが決まっていたのかということも、1点知りたいですし、事業のPRもぜひ合わせてお願いしていけたらと思います。

○小泉教育部参事 ご指摘のとおり、学校の中でうちの学校の特色はこれですというものは、なかなか出しづらい部分もありますし、それでも、出していかなければいけないということで、この重要性はやはり感じております。

ただ今のお話にありましたように、今後は学校経営説明会等の方針の中で、このような文言に触れるような形で伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

結構、学校だよりのタイトルのところに、さりげなくお花がいっぱいとか、歌声がいっぱいとか書かれていたりしているものは、そういうことかなと思ったりしますけれども、よそに比べて、うちはこうですという言い方はしないまでも、うちはこういうことに力を入れていますというようなことが何かあれば意識できるかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

先生方は、学校でよく消耗品が足りないという、これはこの特色ある学校づくりというか、地域人材活用に関する予算の部分ですけど、結構、消耗品に関しては非常に困っているという話も最近聞くこともありますので、そのあたり、このことではないけれども、それぞれの学校の状況でうまく調整してあげることができるかいいのかなと思います。

これとは別ですよ。それぞれの学校のこれ以外の消耗品というのは。

○米山教育長 別に配当しております。

○石亀委員長 別配当ですね。

○米山教育長 そうです。

○石亀委員長 わかりました。とにかく、最近、大変少なくて困っていますということは、たまにちらっと聞こえてきますので、よろしくお願いします。

○米山教育長 これは別ですよ。一緒じゃないですよ。

○石亀委員長 別ですよ。これはこの事業に関する消耗品ですよ。

○小泉教育部参事 はい、そうです。

○石亀委員長 ついでにすみませんが、そのあたり小泉参事はいかがですか。昨年までは校長先生でいらしたので、やはり大変ですか、状況としては。

○小泉教育部参事 学校の方ではやはり裏紙を利用して、ほとんどのことをやっています。

もちろん、子供達のプリント等はできるだけ裏に何か刷っていないものということで、そちらを優先しますと、それ以外のものについては、そういう形でやはり節約をしているところでございますし、特に事務から、先生方には節約しましょうということで、度々呼びかけられていることは現状でございます。

○石亀委員長 紙だけではなくて、インクとか、そのようなものが多いと。インク代ですかね、カラーを使用したりとか。本当はきれいなものが良いでしょうけど。

○小泉教育部参事 確かに、インクは大変高く、白黒であっても、先ほどの学校経営説明会の資料等は、写真を入れるのであれば、写真がきれいな状態で使用したいということが実情ではございますけれども、内容で何とか勝負ということで、学校では苦勞しているところでございます。

○石亀委員長 はい、わかりました。大変だと思います。工夫されていると思いますが、何とか応援

できたらいいなと思います。すみませんでした。

では、報告第8号についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、報告第8号については、以上で終わります。

○報告第9号 白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について

○石亀委員長 次に、報告第9号「白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第9号「白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、平成28年度白井運動公園の利用時間について、指定管理者より自主事業計画書の提出があったことから、別紙のとおり報告するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

延長の内容でございますけれども、変更内容ということで、利用時間の延長でございます。

まず、陸上競技場につきましては、5月から2月上旬、これは毎週木曜日でございますが、午前9時から午後5時までを午前9時から午後8時まで。

競技広場につきましては、2月中旬から3月末まで、毎週木曜日を午前7時から午後5時までを午前7時から午後8時まで。4月から4月末まで、これも木曜日ですが、午前7時から午後7時までを午前7時から午後8時までに変更をするものでございます。

この変更理由につきましては、午後8時まで延長いたしまして、指定管理者が自主事業を開催するというところでございます。自主事業につきましては、別添資料にございますけれども、昨年度に引き続きましてサッカースクールを開催するものでございます。

自主事業計画書を開いていただきますと、目的と実施計画がございますけれども、スクールの対象者につきましては小学生を予定しておりまして、サッカーの指導につきましては、イギリスのプレミアリーグの名門ということで言われております、リバプールFCの現地コーチが指導しまして、サッカーを通しての人間性の育成とか、サッカーのテクニック等を学ぶということになっております。

また、指導の際には現地のコーチということで、英語による指導が入ることがございまして、英語会話能力の向上にもつながるということになってございます。

それで、この延長して実施する理由ということでございますけれども、これは市民の通常の利用の妨げにならないようにということで、通常の使用施設の利用時間外に実施するというものでございます。

陸上競技場につきましては、夜間照明が設置されてございませんので、移動式ナイター照明を設置して対応するということを予定しております。

これは、指定管理者が継続して実施している内容でございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

では、ただ今の報告について質問等がありましたら、お願いします。

○川嶋委員 今までは午後5時までだったので、ナイター照明は要らなかったということで、今度は

午後8時になると、必ずナイター照明が必要であるということで、利用料金が変わることはありますか。

○鈴木生涯学習課長 こちらにつきましては、あくまでも指定管理者の自主事業ということで、ナイター照明は設置してございません。夜間に利用するという、先ほど申し上げましたけれども、このナイター照明については、実施主体の指定管理者、事業者が全て用意するというので、利用料金を取るといふようなことはございませんので、そのような形になっています。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○鈴木生涯学習課長 自主事業計画書でございますが、こちらは事業者から上がってきたものですが、右側のページのスクールカテゴリー例というようなことがありますけれども、その中で小学が小額になっており、私も気が付かなかったので申し訳ないですけれども、事業者から上がってきたものを提出してしまいましたので、こちらは小額から小学に訂正をしていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○石亀委員長 この事業は、もう何年位になりましたでしょうか。2年、3年ですかね。

○鈴木生涯学習課長 はい、4年目でございます。

○石亀委員長 4年ですか。

○鈴木生涯学習課長 多分、今年度で4年目に入ります。

○石亀委員長 続いているということは、結構参加者は効果が出て、人気の話になっているということですかね、このサッカースクールは。

○鈴木生涯学習課長 一応、参加者とか、昨年度の状況とか、確認はさせていただいておりますけれども、最大で登録されていて、一番多い日の利用は26名が参加してやっていたところがございます。

しかし、少ない場合は欠席等があったりしますので、13名ということがございましたけれども、その一つのスクールで19名位は参加をしている状況です。

こちらの想定集客数ということがございますけれども、やはり当初よりも若干見込み的には少ないのかなというような状況でございます。

また、専門はプレミアリーグということで、名門チームの現地コーチということなので、その部分はかなり売りになっておりまして、英語で直接指導が入るということで、直接外国人の英語に、生の英語に触れられるというようなことも売りになっているところでございます。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかに質問等がありますか。

○米山教育長 陸上競技場と競技広場、午前9時と午前7時、それぞれ開始時間は違っていますか。規則ではどうなっているのか。今回の報告は、終わりの時間を延ばすという報告なので、確認してもらっていいですか。

陸上競技場も、朝早い場合は午前9時よりもっと前から、大会や何かは貸し出しもしている。

この競技広場というのは、多目的広場のことを言っていますよね。

○鈴木生涯学習課長 はい、ここに記載されているとおりでございます。

○米山教育長 規則では、午前9時と午前7時になっていますか。

○鈴木生涯学習課長 大会等で、早い時間から開会式を行いますけれども、それは指定管理者との協

議の中で、そのような対応をさせていただいているということで、利用料金を徴収する等、行っているのは、ここに記載のとおりでございます。

○米山教育長 はい、わかりました。

○石亀委員長 では、ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、報告第9号については、以上で終わります。

○報告第10号 白井市民プール指定管理者業務計画書について

○石亀委員長 次に、報告第10号「白井市民プール指定管理者業務計画書について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第10号「白井市民プール指定管理者業務計画書について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、白井市民プール指定管理者業務計画書について、別紙のとおり報告するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。内容について、説明をさせていただきます。

変更内容ということで、まず開設期間でございますけれども、開設期間につきましては、条例上では7月第2日曜日から9月第1日曜日までというものを、7月1日から9月第2日曜日までに変更するものでございます。

今年度で申しますと、7月第2日曜日が7月10日になりまして、9月第1日曜日は9月4日、9月第2日曜日は9月11日になりますので、条例で定めている期間より、16日間も多く利用期間を延長するというようになっております。

利用時間につきましては、午前9時から午後4時30分までというものを、午前9時から午後5時までに変更するものでございます。利用料金につきましては、昨年度に引き続き、記載のとおり条例の料金から10円から30円程度の減額をした料金体系になってございます。

以上でございます。

○石亀委員長 では、ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

○川嶋委員 ちょっと素朴な疑問になってしまうかもしれないけれども、この白井市の市民プールというのは、1回入場すると1日いていいです。

1時間に10分程度は休憩しているとは思いますが、結構ずっといらっしゃる方がいて、すごく混み合いますよね。皆、朝一を狙って行きますけれども、もう第3駐車場まで満車になる位に非常に盛況な日もあったりしています。

私は、柏市で育ったものですから、柏市の市民プールは大抵時間制限がありまして、ちょっと何時間だったのか忘れましたが、入替制です。時間制になっていて、入替制なので混まないです。

その辺、白井市の市民プールはずっとこういうやり方だったと思いますけれども、入替制にするとか、時間制にするとか、そういうことは全く考えてはいないのですか。

あの混雑を何とかして欲しいと。すごく行きたいけれども、白井市には一つしか市民プールがないのに、やはり混んでいるから、柏市の方に行ったりしますね。

○米山教育長 いい意見だと思います。全然、想定もしていなかったのです。

○川嶋委員 本当ですか。

○米山教育長 1回入ったら、そのままということで混雑します。今後、駐車場を含めて入替制というの、ちょっと考えさせてもらいます。

○川嶋委員 すごくいい休憩所があり、屋根がついています。けれども、そこが争奪戦になっていて、私達はここという、家族の方がいらして、いつ行っても本当に日当たりの良いところに、小さい子供を連れていかなければいけなかったのです。

やはり、それはすごくつらいというか、小さな子供がいる時は、午前中の涼しい時というか、あのざらざらした時には行きたくないということで、やはりちょっと行きたい時に行けないというお母さんも、私だけではなかったと思いますので、ちょっと気にかけていただくとありがたいかなと。

本当に、1日中ずっといらっしゃる方がいますよ。まだ、いるのか、いつ帰るのかと思って、ちょっと駐車場は満車なので、もう一回車で回ってきて、数時間後に行ってみても、まだいらっしゃるという感じですので、今後、何かプールであった時は検討していただくとありがたいです。

○石亀委員長 すみません。私達は古き良き時代の者ですから、朝行ったらもうずっといて、子供達は1日中遊んで、憩いの場として使えていた時代があったのではないかと思います。

○川嶋委員 その時は、非常に混みませんでしたか。

○石亀委員長 はい、混みました。駐車場も結構混んでいたと思います。思いますけれども、入替制にしたらいのにとまでは思わなかったです。

○川嶋委員 すごく柏市のプールというのは使い勝手がよくて、やはりそちらで育ってきているので何でこうなのか、ずっと思っていました。

○石亀委員長 印西市の温水プールも、今は2時間か3時間で入替制になっているらしくて、時間を見計らって、今行けば、絶対駐車場に入れるということ、うちの家族は印西市で行っています。

11時に出たら、うまく行けるとか、そういうことを考えて行動しているようなところはあります。

白井市の市民プールについて、入替制だったらいいのにとは、全然私も一回も思ったことはないです。

○川嶋委員 今は、すごいです。本当に。

○石亀委員長 それは新しい視点かもしれない。

そうすると、料金は儲かるのですか。

○川嶋委員 そうですね。絶対、そうだと思います。

○石亀委員長 あと、延長料金ですか。

○川嶋委員 いえ、入替制がいいと思います。流れが欲しいです。駐車場が本当にすごく遠いです、第3まで行くと。

飲食店等も少ないですよ、あそこは何にもないので、結構つらいです。売店はありますけれども。

○石亀委員長 本当にそうですね。

○米山教育長 それでは、本当に今まで考えていなかった提案をいただきました。

反対に1日料金であれば幾らとか、3時間であれば安い料金とかを設定することによって、3時間だけで帰ろうといらっしゃる方もいるかもしれない。そのほかのプールを含めて、ちょっと研究をさせてください。

○石亀委員長 そうですね。自分達がすっかり行かなくなったら、もう全然ですね。

○川嶋委員 多分、子供の人数がとても増えているので。

○石亀委員長 逆にすごく不思議ですね。自分達が住んでいる身の回りは子供が減っているので、減っているところと増えているところの違いがあるので、非常に貴重な意見です。

どうですか、高城委員さん。

○高城委員 私も、入替とかは考えていなかったですね。

とてもいい意見だと思います。混むという日は、やはり夏休みの期間とか、土曜日、日曜日ですね。

○川嶋委員 もうすごいです。あと、温水プールは軽井沢の方にもありますけれども、そちらよりはやはり子供向けですよ。低年齢の子供にすごくいいプールです。浅くて、滑り台とかもあって、流れるプール、すごくいい施設なのに、皆ここに来たいのに行けないという状況です。

柏市に流れていくという状況です。

○石亀委員長 それでは、そのあたりは時間をかけてお願いします。

○米山教育長 はい、ちょっと時間をください。

○石亀委員長 それでは、質問等はよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 すみませんが、そういう意見もあるということを、指定管理者の方に言いますか。

それとも、そういう方針というものは、市の方で決めて、指定管理者にうまくやってもらうということになりますか。そういう方向になるとしたら、どうなりますか。

○米山教育長 多分、現在契約している内容では変えることは難しいと思いますので、次回の募集を行う時に、市の方で決定して、要は1日券、1日料金、3時間とか半日とか、色々なものを想定した段階で公募を行うような形になると思います。

○石亀委員長 わかりました。ありがとうございました。

では、以上で報告第10号については、終わります。

○報告第11号 桜台公民館の利用料金の変更の承認について

○石亀委員長 次に、報告第11号「桜台公民館の利用料金の変更の承認について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第11号「桜台公民館の利用料金の変更の承認について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、桜台公民館の指定管理者であるしろい光夢迪より利用料金の変更の申し出があり、利用サービスの向上が図られることから、承認したものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。利用料金の変更内容でございます。

区分と金額、料金の金額については1時間単位になっております。

午前9時から午後5時までと午後5時から午後9時までに分かれております。

まず、研修室でございますけれども、条例の230円を変更では220円、それから340円を320円。作法室につきましては、230円を220円、340円を320円。調理実習室につきましては、480円を470円、590円を580円。視聴覚室につきましては、640円を620円、750円を740円。レクリエーションホールにつきましては、640円を620円、750円を740円と、それぞれ10円又は20円を下げて低額としてございます。

実施期間については、平成28年4月1日から平成31年3月31日ということで、この指定管理の期間、このような料金に変更するという事で申し出がありましたので、承認をしたものでございます。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 条例とは違いますから、変更の申請が出ているということですね。ということは、指定管理者を入札等で決定する時にも、条例で定めている金額で利用料金は決められていて、どのように運営をするのかということが基準であり、指定管理者を育成している訳ですね。

指定管理者は、料金がばらばらということではない訳ですよ、入札等の時にも。

○鈴木生涯学習課長 市の方は、条例の料金ではこう定まっていますということで提示をさせていただいて、指定管理者がその募集要項に基づきまして、応募をした際に、指定管理者側が自分達の部分については、こういうサービスを提供するという事で応募しています。

そのような中で、指定管理者が応募した段階と同様な金額で、今回は承認ということで上がってきているところでございます。

○石亀委員長 これは料金を変更することによって、利用者がもっと増えるだろうということを狙っているのか。どういうことでしょうか。何か、その辺の大きな理由はありますか。

○鈴木生涯学習課長 やはり、指定管理者側は、わずかながらでも低額にすることによって、利用者数が増えるだろうと。それと、サービスが向上するだろうということでのお考えかと思えます。

○小林委員 そうしますと、桜台公民館については、この光夢辿から出てきている訳ですよ。

ほかに指定管理者にやってもらっているところもありますよね。それは、一応条例の基準をいわゆる守っているというのか。

それぞれの管理者が、一応その額であるけれども、下げたいということ、市に出してきているということですかね。

○鈴木生涯学習課長 そのとおりでございまして、これと同時に西白井複合センターの公募を行いまして、指定管理者としては特定非営利活動法人ワーカーズコープが取りましたけれども、そこについては条例どおりの設定料金でやりたいということで上がってきておりまして、実際、そのとおりの運営を行っております。

○小林委員 何で聞いたのかというと、例えば建設とかそういうものとか、その入札の時にやはり低い料金とか、そういうようなことで決まる場合がありますよね。

でも、この指定管理者については、まず選択する時には、一応条例が基本になるということで、要はお金に関係ないというのか、そこがちょっと違いますので、どうなのかなと思って聞きました。

○石亀委員長 このことによって、人件費、しろい光夢辿さんの中のことではありますけれども、安いけれども働く方への待遇はどうかというようなことが、心配というようなことも、よく聞かれていたことではありますけれども、その辺は立ち入ることがないですか。

入札の際に、もう決まった料金で経営をしてくれれば良いということで、選ばれていると思いますが、そのあたりは優良企業でやっていただいているということでよろしいでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 この料金、10円、20円の部分がどれだけウエイトを占めるのかという部分

はございますけれども、先ほど、人件費というお話がございましたけれども、市では指定管理者のモニタリングを行っておりまして、それぞれ人件費が適当であるのかどうかも、確認しているところでございまして、全体の運営の中で定められた料金、指定管理上の中で運営できるという判断が指定管理者の方ではあるのかなと思っております。

○石亀委員長 逆に、これで利用者が増えれば、より良い形で回っていくということだと思います。すみません、ついでに、下げてくる事例というものは、ほかにもありますか。

いずれ、指定管理者は、また何年後には代わることもあると思いますけれども、そうした場合は条例との関係はどうなりますか。

下げた料金で、指定管理者が交代したら、また料金がどうなるというようなことはありますか。

○鈴木生涯学習課長 料金については、市の条例で、これだけの使用料であれば、適当なのかなという料金を定めております。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、条例で定めた料金は、この金額ですということは、あらかじめ募集要項の中でも設定しておりまして、仮に新たに指定管理者が代わった場合には、条例と規則の中で、料金、利用時間、休館日とかを、変更できるということになっておりますので、その指定管理者の考え方によって、料金は変わることもあろうかと思っております。

昨年度までは下がった金額ですけど、次に指定管理を行ったところが、条例どおりの使用料金で行うという提案になれば、その部分では変わってしまう可能性はあろうかと思っております。

○石亀委員長 わかりました。では、条例は条例として、変わらないということですね。

○鈴木生涯学習課長 条例で、使用料金の変更等がなければ、その金額の中で指定管理者が変更できるということになっていきますので、一番の上限は使用料条例で定めている金額になります。

○石亀委員長 わかりました。

○小林委員 要するに、基本的には多くの人が利用してくれるということをこちらが願って選んでいる訳ですから、安くすることによって利用者が上がるという、そういうことで評価しているということですよ。

だから、逆に上げるというようなことは普通にはあり得ない訳ですよ。利用者が利用しにくくなるし、それに経営がうまくいっていないから上げるみたいな形になる訳ですので、そういう場合は本当に外されてしまうということで考えていいですね。

○鈴木生涯学習課長 複数の応募があった場合には、その中でトータル的な判断がまた出てくると思っていますので、競争があった場合ですね。それで、最終的に取ったところが条例どおりにやるのか。

使用料条例で定められた金額よりも低くなるということは、その時の状況によって変わってくるのかなと思います。

同一の事業者が、途中で料金を変えるということは、最初の提案がありましたので、まず変わっていくことはないということで考えております。

○米山教育長 多分、皆さんが金額的に安くしてということがありますが、これは実施期間が3年間、条例とは違う額を認めてくれと出してきているので、ずっとその額で行きます。

それならば、条例を改正したらというような考え方も出てきてしまいます。だから承認ですか、認めることができるということを出して1年ごとに出してもらおうのか。

3年間ならば、条例を変えなさいと。これだけ話が出てくるので、これはちょっと調べておいてください。

本当に、実施期間が3年間の承認でいいのか、1年ごとに金額を安くするという事で承認を求め
るのか。これでは、使用料条例で定めている料金を、指定管理を受けている間は、全部安くするとい
うことになりますから。

それで、この使用料条例は各館ごとに別であるのか、全体の中にあるのか。例えば、桜台センター
と富士センターは同額か。

○鈴木生涯学習課長 各施設の内容が異なっている部分がありますので、各館が全部一律ではなかつ
たと思います。

○米山教育長 使用料条例は各館ごとに別ですか。

○染谷教育部長 公民館については、今は3館です。西白井、白井駅前、桜台の3館で公民館の設置
及び管理等に関する条例で定めています。その中ではレクリエーションホール、特別室については同
一の料金です。ただし、研修室については広さが違っていたり、二室あったりするので、研修室や会
議室でよく使われている部分については料金が異なっております。これは面積とか、そのようなと
ころで異なっています。

使用料については、基本的に市では3年を目安に全体的な見直しを行います。

それは施設の利用状況や設置費とか、そのようなことを加味して、3年に1回の見直しというこ
とで行っております。

その中で利用実態として、例えば、もう古くて更新等の設備投資をしないということであれば、当
然安くする設定も決められますけれども、現状では指定管理者の選定審査会の時に提案されました、
3年間の設定料金ということで、現在指定管理者が出してきておりますので、3年間の承認という
ことで今回はさせていただきたいと考えております。

毎年になってしまいますと、毎年料金を見直しますという指定管理者の設定であれば、そういうよ
うな状況になろうかと思えますけれども、基本的には3年間、指定管理を受けた段階で、3年間の料
金の減額をしますということでの提案を受けていますので、基本的には3年間そのまま承認をさせ
ていただきたいと考えています。

以上でございます。

○小林委員 要するに、気になる方は指定管理者が代わって、また元の条例の料金に戻ったと。

そうすると、今まで安かったのに何でということ、市民が言ってくるのではないかと思います。

そこがちょっと気になります。

○染谷教育部長 確かに、指定管理の同じ業者等が取っても、やはり今までの経営状況からして、上
げざるを得ないということになれば上がってしまいます。

それは、条例があくまでも上限になってきますけれども、市民サービスの観点からすれば低下して
しまいますし、あるいは市民の負担もすごいという状況にもなりますので。

そこは、指定管理者の選定の段階で、一つの審査項目の中で入れるようにしたいと思います。

特に、募集の段階で仕様書等を細かくつくりますけれども、サービス提供等の仕様の中で、そのよ
うなことは、今後、具体的に詰める必要があるということで、余り変動しないような形で、今後の募
集の仕方ということも検討しなければいけないと思っていますので。

そこは、次回以降の課題とさせていただきたいと思います。

○石亀委員長 ありがとうございます。ほかに質問等はよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、報告第11号については終わります。

○報告第12号 白井市青少年女性センターの開館時間の変更の承認について

○石亀委員長 報告第12号「白井市青少年女性センターの開館時間の変更の承認について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第12号「白井市青少年女性センターの開館時間の変更の承認について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、白井市青少年女性センターの指定管理者である白井市社会福祉協議会より開館時間の変更の申し出があり、利用サービスの向上が図られることから、承認したものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。利用時間の変更内容でございますけれども、区分といたしましては、レクリエーションホール、研修室、会議室、調理室でございます。

利用時間でございますが、条例では午前9時から午後9時までということになっておりますが、変更では午前9時から午後10時までということで、1時間延長をするものでございます。

実施時期につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間となります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただ今の報告について、質問等がありましたらお願いします。

基本的なことかもしれませんが、先ほどの報告、この後も報告がありますけれども、条例の効力といえますか、勉強不足で申し訳ないですけれども。

この絶対度というのは、どのように考えたらいいでしょうか。条例とは、変えてはいけない訳ではないですよ。

○染谷教育部長 条例については、議会の議決を得ないと制定できませんので、市の執行部だけで決められる案件ではないということで、市としては市の中では最上位の法令という形で考えております。

そのほか規則、細則とか、そのようなものがありますけれども、それは執行部の方で実情に合わせて変更ができます。これは、市長が決定する内容になっています。

条例は、議会の議決を得なければ改正、制定ができませんので、それに伴う規則については、市の執行部の方で市長の権限で改正ができますという内容になります。

ですから、条例は市の最上位の法令という形になります。

○米山教育長 聞いていることは、絶対的なものかどうかということで、多分、条例は法律なので条例は絶対的なものです。

それで、例えば料金を安くしたり、時間を延ばしたりする部分は、条例の中にこういう場合に限って、こういう方法だったらいいよということが定めていない限り、条例上はできないことが原則です。

こういう場合については、できるということが条例上で定めていないと、これを勝手に動かしたりすることはできないので、どこかに条例で認める場合は教育委員会の承認を得るとか、市の承認を得るといったことが条例の中には必ず記載しているはずですよ。

いつも、皆さんが不思議に思うことは、何々の条例を改正する条例ということで、ちょっと意味が分からないという場合が出てくる時もありますけれども、法律を改正するため、改正の法律が必要だ

ということで、絶対的なものではありませんけれども、変える場合については、こういう形の変え方で変えなさいと、変えることができますというものは、どこかに記載があるはずです。

基本的には法律ですから、法律というのとはどこまでというお話がありますけれども、条例と規則と規程までが法律と言います。

ただし、それをどこまで、条例は議会の議決が必要だし、教育委員会規則は教育委員会、この会議での改正が必要だし、規程というのは「のり」という方の規程ですけど、その「のり」の規程については、どこまでということが全部決まっています。

だから、法律というのとはどこまでと言われたら、「のり」の規程までが法律ですという考え方です。

基本的には絶対的なものであるけれども、変える場合には、法律は法律によって変えなければいけないということが基本です。

○鈴木生涯学習課長 参考までに、白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例の規定ということで、この開館時間に関しては、同条例の第15条では、センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。と定めています。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。と定めており、この規定に基づきまして変更するものでございます。

また、同条例施行規則、第6条では開館時間及び休館日の変更等を定めていますけれども、指定管理者は、この開館時間又は休館日の変更等を行うときは、白井市青少年女性センター開館時間変更等承認申請書を提出し、これによって、教育委員会の承認を受けなければならないということでございます。そのような手続きを経て、ここに至っております。

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、青少年女性センターについては、指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。と規定がございまして、このようになっております。他の施設も同様でございます。

○石亀委員長 わかりました。ありがとうございました。

ということであれば、それに基づいているということで、全く何の問題もないということになるかと思いますが、それに付随して、こういうことは何かあるのではないかと心配事を質問していただければいいのかなと。

○米山教育長 質問した方がいいですね。

○石亀委員長 ということで、すみません。

報告第12号、午前9時から午後9時までの利用時間を、午前9時から午後10時まで1時間延長するという申し出があるということですね。

ほかに、皆さんから質問等はありませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 特になければ、報告第12号については終わります。

○報告第13号 白井市青少年女性センターの利用料金の変更の承認について

○石亀委員長 続いて、報告第13号「白井市青少年女性センターの利用料金の変更の承認について」、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 報告第13号「白井市青少年女性センターの利用料金の変更の承認について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、白井市青少年女性センターの指定管理者である白井市社会福祉協議会より利用料金の変更の申し出があり、利用サービスの向上が図られることから、承認したものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。変更内容でございますけれども、区分といたしましては、研修室と会議室と調理実習室とレクリエーションホールがございます。

金額については1時間単位となっております、午前9時から午後5時までと午後5時から午後9時までの区分になってございます。

研修室でございますけれども、条例での160円については、変更はなしとして条例と同額、270円は260円です。会議室については、条例での160円については、変更なしとして条例と同額でございます。270円は260円です。調理実習室については、条例での480円を410円、590円を520円です。レクリエーションホールについては、条例での640円を610円、750円を720円と変更するものでございます。

先ほど、報告第12号において、開館時間の変更の承認について報告をいたしましたが、午後10時までという利用時間がございます。条例では、午後5時から午後9時までとなっておりますので、それを超える午後10時までの時間、午後9時から午後10時までにつきましては、1時間当たりのこの午後5時から午後9時までの1時間当たりの金額で、午後10時までの分は対応するものでございます。

実施時期につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間でございます。以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、質問等がありましたらお願いします。

では、特によろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 以上で、報告第13号については終わります。

○米山教育長 ちょっと5分間、休憩をお願いします。

○石亀委員長 そうですね。それでは、25分から再開します。

午後4時17分 休 憩

午後4時25分 再 開

○石亀委員長 それでは、会議を再開します。

【非公開案件】 ○議案第2号 準要保護児童・生徒の認定について

【非公開案件】 ○報告第14号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありましたらお願いします。

○米山教育長 その他はなしです。

○石亀委員長 それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了します。

次回は6月7日、火曜日です。開始時間は午後2時です。
本日はお疲れ様でした。

午後4時43分 閉 会